

認可外保育施設、
一時預かり事業等

記入例

管理番号

記入不要です。

施設等利用費請求書
【2025年4月～2025年5月分】

福山市長 様

請求は月単位で行ってください。複数月をまとめて申請することも可能です。

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、指定する口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 申請者と認定子どもが、福山市に居住していることを福山市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを福山市が対象施設に確認すること。
- 3 利用料の支払状況を福山市が対象施設に確認すること。
- 4 課税状況を福山市が確認すること。

※請求期間内に利用した施設数、請求書に添付する領収証や特定子ども・子育て支援証明書の枚数を記入してください。なお、領収証等は返却しませんので必要な方は控えをとっておいてください。

利用施設（事業）数	領収証枚数	特定子ども・子育て支援提供証明書枚数	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼支援提供証明書枚数
2	0	0	3

用紙がない場合、「0」を記入してください。

申請日 年 月 日

1 認定保護者(請求者)

提出日を記入してください。

ふりがな	ふくやま たろう	認定子どもとの続柄	父	生年月日	年 月 日
名前	福山 太郎	※振込先は請求者名義の口座です	現住所	電話	

「施設等利用給付認定について（通知）」の認定区分を確認して記入してください。

2 認定子ども

ふりがな	ふくやま はなこ	法第30条の4の認定区分	☒ 第2号 ☐ 第3号
名前	福山 花子	生年月日	2020 年 10 月 1 日
		請求期間の住所	
		☐ 現住所のとおり ☒ 転入した ☐ 転出した	
請求期間内の転入日又は転出日		2025 年 4 月 15 日	

3 利用費の振込先

施設等利用費を初めて請求する又は登録した口座の変更を行う場合は記入してください。

☐ 既に施設等利用費の支給を受けており口座の登録がある。→記入不要

☒ 施設等利用費を初めて請求する又は登録した口座の変更を行う。

金融機関名		支店名						
〇〇〇〇銀行		△△△△支店						
預金種目	必ず請求者名義の口座にしてください。	口座番号（右づめで記入）						
☒ 普通（総合） ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他		1	2	3	4	5	6	7
口座名義（カナ）	フクヤマ タロウ							

<裏面も記入してください>

4 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業（全て記入）

①	ふりがな	にんかがいほいくしせつえー	所在地 (市外の場合のみ記入)	〒 電話：
	施設・事業名	認可外保育施設A		
②	ふりがな	いちじあずかりじぎょうびー	所在地 (市外の場合のみ記入)	〒 電話：
	施設・事業名	一時預かり事業B		
③	ふりがな		所在地 (市外の場合のみ記入)	〒 電話：
	施設・事業名			
④	ふりがな		所在地 (市外の場合のみ記入)	〒 電話：
	施設・事業名			
⑤	ふりがな		所在地 (市外の場合のみ記入)	〒 電話：
	施設・事業名			
⑥	ふりがな		所在地 (市外の場合のみ記入)	〒 電話：
	施設・事業名			

※ 7 以上の施設・事業を利用した場合は、余白等に記入してください。

5 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
2025 年 4 月	20,000 円	10,000 円	30,000 円	19,733 円	19,733 円
2025 年 5 月	35,000 円	0 円	35,000 円	37,000 円	35,000 円
年 日	円	円	円	円	円

記載例は4月15日に本市に転入してきた2号認定の子どもの場合を想定しています。
4月の月額上限額は、37,000円（2号認定の上限額）×16日（転入先での認定日からの日数）÷30日（4月の日数）＝19,733円
転入等が伴わない場合の月額上限額は、2号認定が37,000円、3号認定が42,000円です。

※2 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）を全て添付してください。
また、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※3 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、
利用料の月額相当分を算定してください（10円未満の端数がある場合は切り捨て）。

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
・途中で認定期間が終了する場合、
又は別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
・途中で認定期間が開始される場合、
又は別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数